愛知学院大学経済学会会則

第１条　本会は，愛知学院大学経済学会と称する。

第２条　本会は，本大学の建学の精神にもとづき，経済学に関する研究をとおして学問の向上を図り，社会の発展に寄与することを目的とする。

第３条　本会は，第２条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）愛知学院大学論叢『経済学研究』の刊行

（２）研究会，講演会及び討論会の開催

（３）その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第４条　愛知学院大学論叢『経済学研究』は，毎年２回これを刊行し，会員に配布する。

第５条　本会の会員は，次のとおりとする。

（１）正会員　　　経済学部専任教員

（２）学生会員　　経済学部在学生

（３）賛助会員　　本会の趣旨に賛同し，会長の承認を得た者

第６条　本会は，次の役員を置く。

（１）会長　１名

（２）委員　若干名

２　会長は，学長が委嘱する。

３　委員は，正会員の互選により会長が委嘱する。

第７条　会長は，本会を代表し，会務を統括する。

第８条　役員は，役員会を構成し，本会の企画運営にあたる。

第９条　会長は，役員会を招集し，その長となる。

第10条　会長は，本会の会務執行のため必要ある時は実行委員を委嘱することができる。

第11条　会員は，毎年度始めに会費を納付する。新入会員は入会金を納付するものとする。

第12条　本会の運営費は，会費，愛知学院大学からの補助金，有志からの寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第13条　本会の会計年度は，毎年４月に始まり，翌年３月に終わる。

第14条　本会会則の改訂は役員会において行う。

附　則　この会則は2013年４月１日より施行する。

愛知学院大学経済学会正会員

岡谷良二	葛西正裕	◎後藤俊明	近藤万峰
近藤　智	酒井邦雄	関根佳恵	田中秀夫
玉井金五	多和田眞	○野村友和	二谷智子
水野伸昭	宮原正人	○三好向洋	吉田雅彦
渡邉隆俊			

（◎：会長　○：委員）